

# 告 示

## 埼玉県告示第五百十号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

上尾市大字小敷谷地先、上尾市大字畔吉地先、上尾市大字領家地先

### 四 作業期間

平成二十九年四月十一日から平成二十九年八月三十一日まで